

第一種動物取扱業の新規申請、または、第二種動物取扱業の新規届出をお考えの皆様へ

標記の事業を開始するにあたり、「動物の愛護及び管理に関する法律」の他に遵守しなければならない法律があります。営もうとする動物取扱業の内容や所在地が決まりましたら、事前に用途地域を確認のうえで営むことができるか、下記の担当窓口を確認してください。

1 建築基準法等について

お使いとなる建物について、建築基準法等の規定により店舗や事務所、畜舎に制限がかかる場合があります、事業所や飼養施設として使用できない場合があります。

問い合わせ先：各区役所の街並み形成課

2 都市計画法等について

「市街化を抑制すべき地域」として「市街化調整区域」が定められており、その地域では建築物の建設や用途変更が原則禁止されています。詳しくは「仙台市都市計画情報インターネット提供」サービスで検索または下記 URL をご利用ください。

⇒https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal

問い合わせ先：都市整備局開発調整課

〔青葉区・泉区〕（022-214-8344）

〔宮城野区・若林区・太白区〕（022-214-8319）

3 化製場等に関する法律について

地域により一定数以上の動物（以下参照）を取扱うには、動物取扱業のほか、一定の要件を満たして化製場等に関する法律による「動物の飼養又は収容の許可」の取得が必要な場合があります。

○飼養又は収容の許可を必要とする動物および数

牛、馬、豚：1頭以上 めん羊、ヤギ：4頭以上 犬：10頭以上

鶏：100羽以上 あひる：50羽以上

問い合わせ先：各区役所の衛生課

○各区役所 問い合わせ先(代表)

青葉区役所 022-225-7211

宮城野区役所 022-291-2111

若林区役所 022-282-1111

太白区役所 022-247-1111

泉区役所 022-372-3111

上記 1～3 について、あらかじめご確認の上、動物管理センター（アニパル仙台）にご相談ください。

仙台市動物管理センター

TEL：022-258-1626